

尼崎市立学校財務(定期)監査 及び行政監査結果報告

平成 24 年 6 月

尼 崎 市 監 査 委 員

尼 監 報 告 第 8 号
平 成 24 年 6 月 26 日

様

尼崎市監査委員	須 賀 邦 郎
同	堀 智 子
同	北 村 保 子
同	辻 修

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

小 学 校	1
中 学 校	2
高 等 学 校	3
幼 稚 園	4
小学校・中学校・高等学校及び幼稚園に共通する監査の結果	5

参 考

- <指摘事項> 委員監査指摘事項として所要の是正措置を講じるよう指摘する事項
- <要請事項> 委員事情聴取事項として改善に向けて取り組むよう要請する事項

小 学 校

1 監査の期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 4 月 18 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、明城小学校、難波小学校、北難波小学校、梅香小学校、竹谷小学校、下坂部小学校、潮小学校、長洲小学校、清和小学校、杭瀬小学校、浦風小学校、金楽寺小学校、浜小学校の13校が平成22年12月1日から平成23年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ合理的に処理されていたが、次の指摘事項については速やかに所要の措置を講じられるとともに、要請事項については改善に向けて取り組まれない。

要請事項

児童ホーム及びこどもクラブに係る電気料金の支出科目について

こども青少年局所管の児童ホーム及びこどもクラブに係る電気料金については、小学校に係る電気料金としてそのすべてを教育費で支払っているが、経費の目的別分類の観点から、こども青少年局と協議し適正な科目での執行を行うよう要請した。

(施設課)

指摘事項及び他の要請事項

「小学校・中学校・高等学校及び幼稚園に共通する監査の結果(5ページ)」に記載

中 学 校

1 監査の期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 4 月 18 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、成良中学校（琴城分校を含む。）中央中学校、日新中学校、小田南中学校、若草中学校、小田北中学校、大成中学校の7校が平成22年12月1日から平成23年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ合理的に処理されていたが、次の指摘事項については速やかに所要の措置を講じられるとともに、要請事項については改善に向けて取り組まれない。

指摘事項及び要請事項

「小学校・中学校・高等学校及び幼稚園に共通する監査の結果（5 ページ）」に記載

高 等 学 校

1 監査の期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 4 月 18 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、尼崎高等学校が平成22年12月1日から平成23年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ合理的に処理されていたが、次の指摘事項については速やかに所要の措置を講じられるとともに、要請事項については改善に向けて取り組まれない。

指摘事項

(1) クラブ活動に伴う教員の旅行命令及び旅費支給について

クラブ活動において対外的な練習試合に参加するなど、教員が生徒を引率して出張する場合には、条例に基づく旅行命令手続及び旅費支給を行う必要があるにもかかわらず、出張伺書による学校長への届出しが行っていないものがあった。

(職員課、尼崎高等学校)

<指導の要点>

クラブ活動に伴う教員の旅行命令及び旅費の支給については、条例に基づき適正に行うこと。

(2) 教員の承認研修について

教員が休業期間に勤務場所を離れて研修を行う場合、事前に研修計画書を、事後に研修報告書をそれぞれ学校長に提出して承認を得る必要があるにもかかわらず、研修報告書が提出されていないもの、学校長の決裁が行われていないものがあった。

(尼崎高等学校)

<指導の要点>

教員の承認研修については、適正な手続を行い、研修内容の把握及び確認を徹底すること。

要請事項

「小学校・中学校・高等学校及び幼稚園に共通する監査の結果(5ページ)」に記載

幼 稚 園

1 監査の期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 4 月 18 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、博愛幼稚園、梅園幼稚園、竹谷幼稚園、長洲幼稚園、大庄幼稚園、大島幼稚園の6園が平成22年12月1日から平成23年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ合理的に処理されていたが、次の指摘事項については速やかに所要の措置を講じられるとともに、要請事項については改善に向けて取り組まれない。

指摘事項及び要請事項

「小学校・中学校・高等学校及び幼稚園に共通する監査の結果（5 ページ）」に記載

小学校・中学校・高等学校及び幼稚園に共通する監査の結果

小学校、中学校、高等学校及び幼稚園に共通する事項は次のとおりであり、指摘事項については速やかに所要の措置を講じられるとともに、要請事項については改善に向けて取り組まれない。

指摘事項

(1) スポーツ施設の使用許可について

小学校及び中学校の体育館及び運動場等のスポーツ施設を一般のスポーツに供するため使用許可において、規則では月曜日は供用できない日と定めているにもかかわらず、マニュアルでは月曜日も供用可能となっており、月曜日に許可しているものがあった。

また、スポーツ施設の使用許可手続において、平成 21 年度及び平成 22 年度にも同様の指摘を行っているにもかかわらず、不適切な事務処理が多数あった。

(スポーツ振興担当、北難波小学校を除く 12 小学校、若草中学校)

<指導の要点>

スポーツ施設の使用許可については、その根拠を明確にし、使用者の実情に合わせて利便性を高めるとともに、許可手続には不備のないよう適正な事務処理を行うこと。

(2) 消防訓練の実施について

消防訓練については、関係法令に則った適正な消防計画を作成し、これに基づき消火、通報及び避難の訓練を定期的の実施することが定められているにもかかわらず、消防計画が作成されておらず消防訓練も実施していないもの、法令で定められた消火訓練を実施していないもの、消防計画どおりに消防訓練を実施していないもの、実施結果報告書を適正に保管していないものがあった。

(学校教育担当、明城小学校、成良中学校琴城分校、若草中学校、大成中学校、梅園幼稚園、竹谷幼稚園、長洲幼稚園、大島幼稚園)

<指導の要点>

消防訓練は、関係法令に則った適正な消防計画を作成し、これに基づき消火、通報及び避難の訓練を定期的の実施するとともに、実施結果報告書は適正に保管すること。

要請事項

学校薬剤師の執務状況について

各学校・園に配置している学校薬剤師については、学校における環境衛生検査や、環境衛生の維持及び改善に関する必要な指導及び助言などの職務に従事することとなっており、その執務状況は執務記録簿に記入することとなっている。しかしながら、執務記録簿には、学校薬剤師としての業務ではなく、別に委託している事業の実施内容が記入されており、学校薬剤師としての執務記録は見られなかった。なお、学校薬剤師会への委託業務の実施者は、当該学校・

園の学校薬剤師が行っている。

こうしたことから、学校薬剤師の業務と学校薬剤師会への委託事業との区分を明確にし、学校薬剤師としての執務状況を把握したうえで、相互の事業運営において効果的かつ効率的に実施できるよう要請した。

（学校保健担当、全監査対象学校園）